

仕様書番号：C33

作成年月日：令和5年5月31日

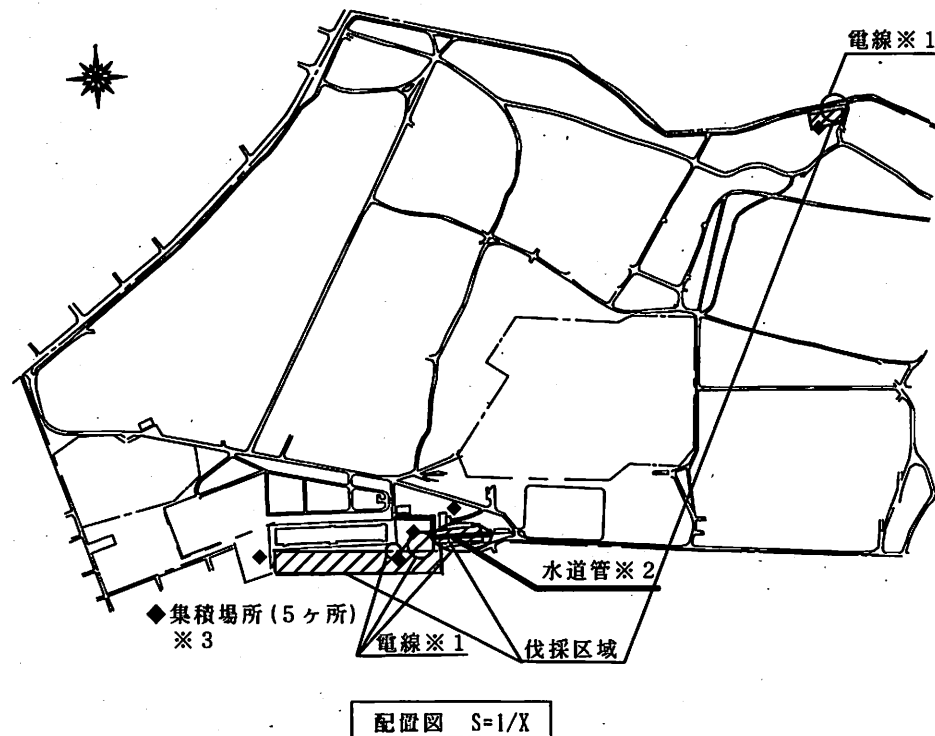
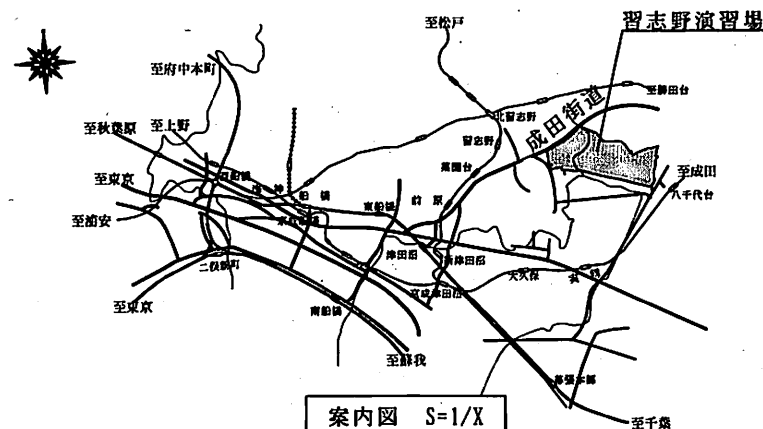
習志野演習場樹木伐採役務（1）

件名	習志野演習場樹木伐採役務（1）	縮尺	—
種別	表紙	図面番号	1 / 2
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科			

仕 様 書

- 1 役務件名 習志野演習場樹木伐採役務(1)
- 2 役務場所 千葉県船橋市習志野 陸上自衛隊習志野演習場
- 3 役務概要 樹木伐採 6種類 数量153本

ヒマラヤスギ	H=10m	84本
メタセコイヤ	H=10m	42本
松	H=10m	23本
桜	H=10m	1本
ユリノキ	H=10m	1本
ナラ	H=10m	2本
- 4 一般事項
 - (1) 本役務の施工は、本仕様書による。なお、本仕様書に質疑が生じた場合は監督官と協議を行い指示に従うこと。
 - (2) 本役務の施工にあたっては関係法令等を遵守すること。
 - (3) 役務実施に際し、隊員、部外者等に障害等を与えた場合又は施設等に被害を与えた場合は、速やかに監督官に報告するとともに請負者の責任において補償及び復旧すること。
 - (4) 役務施工地域以外への無断立入りは厳禁とする。
 - (5) 現場代理人等指名通知書、役務開始届、工程表、施工計画書、役務完了届、役務写真及びその他指示するものを各1部提出すること。役務写真は施工前、施工中、施行後、樹木集積及び監督官の指示する箇所を撮影しサービス版サイズで作成すること。
 - (6) 役務に使用する電気及び水等は請負業者にて準備すること。
 - (7) 入門時間は原則として平日の0815～1700までの間とする。なお、時間を超過する必要がある場合は監督官と協議の上、承諾を受けること。
- 5 特記事項
 - (1) 役務実施場所は、外相沿いであるため、騒音、振動及びじん埃等の発生を努めて抑制するとともに、樹木・機材等の落下物を発生させないように十分注意すること。
 - (2) 役務実施場所において他の人車を迂回させる必要がある場合には、迂回路等に関し監督官と所要の事項について事前に調整の上、必要な誘導・案内の処置を講ずること。
 - (3) 電線等付近における作業に際しては、線の切断及び感電等の防止のための適切な保護処置を実施すること。※1
 - (4) 水道管付近における重機の搬入及び作業に際しては、水道管の損傷防止のための適切な保護処置を実施すること。※2
 - (5) 一部、重機等が通行できない場所があるため、監督官の指示に従い役務を実施すること。
 - (6) 樹木は地上高0.2mの高さを基準として伐採するものとする。
 - (7) 伐採した樹木は長さ4mに裁断し、幹と枝とに分けて監督官の指定した場所にそれぞれ整頓して集積すること。※3
 - (8) 伐採した幹に青のラッカースプレー等で1番から順番に標示すること。



件 名	習志野演習場樹木伐採役務	縮 尺	—
種 別	仕様書	図面番号	2 / 2
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科			